

地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針（案）

平成24年7月 日
地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。

1 目的

評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な視点

- (1) 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。
- (2) 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。
- (3) 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

3 評価に関する留意点

- (1) 評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。
- (2) 各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだけでなく、中期計画期間全体の中にある進ちょく状況を念頭に置き行うこと。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。

4 評価方法

(1) 法の規定

法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期

目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評価をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

ア 年度評価

法人において、中期計画及び年度計画に記載されている小項目について評価を行う。

評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」（小項目及び大項目）を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

イ 中期目標期間評価

各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

5 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
- (2) 法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領(案)

平成24年7月 日
地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価の方針（平成24年7月 日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

(1) 項目別評価の概要

- ア 法人が、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について3段階の自己評価を行うとともに、当該小項目の計画全体における重みを示すウエイトの設定を行う（ウエイトについては、別紙のとおり）。
- イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト（以下「小項目評価結果等」という。）を確定する。
- ウ 小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

(2) 法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定

法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするに当たっては、業務実績報告書を作成して行う。

業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。

小項目の3段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。

評価A：年度計画を十分に達成している。

評価B：年度計画をおおむね達成している。

評価C：年度計画の達成に至っていない。

※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。

(3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定

評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。

評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。

(4) 評価委員会による大項目評価の確定

ア 大項目の5段階評価

評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

(評価委員会が特に認める場合)

評価4：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(すべての小項目がA又はB)

評価3：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

(A又はBの小項目の割合がおおむね9割以上)

評価2：中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(A又はBの小項目の割合がおおむね9割未満)

評価1：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

(評価委員会が特に認める場合)

※ 割合の算定は、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。

※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

2 全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。

総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。

小項目評価におけるウエイト設定について

1 ウエイトの目的

項目別評価における大項目評価は、小項目評価結果の小項目数の割合を踏まえて判断するが、小項目ごとの年度計画全体の中での重みは、本来異なるものと考えられ、各小項目を同じ重みとして評価することは、かえって全体のバランスから見て不合理なものとなる場合があると考えられる。例えば、重要度が低い小項目の低評価結果が、重要度が高い小項目の高評価結果と同じ重みとされることで、評価結果が本来あるべきものよりも低評価になってしまうといった不合理や、またその逆の事象が発生する可能性がある。

したがって、小項目の軽重が評価により適切に反映されるよう、各小項目にウエイトを設定し、評価はこのウエイトを考慮して行うこととするものである。

2 ウエイトの設定方法

本評価は点数をつけて他との優劣を判断するというものではなく、中期目標の進ちょく状況を確認する上で、上記1を考慮しようとするものであるため、点数化するためのウエイト付けという考え方にはなじまないと考えられる。

したがって、本評価基準におけるウエイトの設定については、下記の例のとおり重要度が高い小項目が大項目評価で高い比重を占めるよう算定する方法で行う。

なお、その場合のウエイトの大きさについては、原則として「2」（項目数を2倍）までとする。

具体例 重要な小項目ア、ウ、力のウエイトを「2」（項目数を2倍）と設定した場合の大項目評価結果

（設定前： 小項目数＝7）

大項目〇〇〇	結果
小項目ア（重要）	評価A
小項目イ	評価B
小項目ウ（重要）	評価A
小項目エ	評価B
小項目オ	評価B
小項目力（重要）	評価B
小項目キ	評価C

（設定後： 小項目数＝10）

大項目〇〇〇	結果
小項目ア（重要）	評価A
〃	評価A
小項目イ	評価B
小項目ウ（重要）	評価A
〃	評価A
小項目エ	評価B
小項目オ	評価B
小項目力（重要）	評価B
〃	評価B
小項目キ	評価C

{ 評価A・Bの項目数が6
 { 評価Cの項目数が1
 評価A・Bの項目数の割合が 85.7%

大項目評価 2

{ 評価A・Bの項目数が9
 { 評価Cの項目数が1
 評価A・Bの項目数の割合が 90.0%

大項目評価 3

3 ウェイト設定の項目について

ウェイトで2を設定できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標の前文「3 今後市立病院及び京北病院が果たすべき役割」において掲げる事業を実施するに当たり、重要性が高い項目
- (2) その他，法人において，中期目標の達成のため重点的に取り組むと位置づけている項目